

○宮崎大学大学院工学研究科担当教員の資格審査に関する規程

〔平成 28 年 6 月 28 日
制 定〕

改正 令和 2 年 1 月 20 日 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）担当教員の資格審査に関し、必要な事項を定める。

(研究科担当教員)

第 2 条 研究科担当教員は、次に掲げる教員とする。

研究指導教員

宮崎大学（以下「本学」という。）の工学教育研究部、産学・地域連携センター、フロンティア科学総合研究センター、情報基盤センター、テニユアトラック推進室及び地域資源創成学部の教授、准教授、講師及び助教で、研究科の教育研究指導を担当する資格を有する教員

(資格審査の付議)

第 3 条 研究科長は、前条の研究科担当教員に係る資格審査の必要が生じたときは、別に定める教員候補者調書一式を添え、宮崎大学大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に資格審査を付議する。

(資格審査の判定)

第 4 条 資格審査は、宮崎大学大学院工学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、別に定める基準により判定を行い、研究科委員会に報告する。

(資格審査判定の可否)

第 5 条 研究科委員会は、前条の運営委員会からの報告に基づき、可否投票を行い、資格審査判定について議決する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究科担当教員の資格審査に関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 20 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。